

# 平成29年度第3回 国有財産一般競争入札

## 1. 入札に参加する前に

入札に参加するためには、まず所定の「入札のしおり」及び「入札関係書類（入札書等）」を入手していただく必要があります。

入札にご参加いただくための前提条件（入札に参加できない方もいます。）や物件の個別情報などを掲載した「入札のしおり」を配付中ですので、**お取り寄せのうえ必ず内容をご確認ください。**

「入札のしおり」は、東海財務局、岐阜財務事務所、津財務事務所、静岡財務事務所、沼津出張所にて配付しています。

また、郵送によるお取り寄せをご希望の方は、住所・氏名・電話番号・入札関係書類（入札書等）の部数（入札1物件につき1部必要となります。）を明記し、**返信用切手（560円分）を同封**し封書に「入札のしおり請求」と記入のうえ、次の請求先までご請求ください。

### 【資料ご請求先】

〒460-8521

名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局 管財部 第四統括部門行

## 2. 入札物件

(1) 入札物件は全部で「39物件」です。

また、以下の物件の最低売却価格については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となっております。入札にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を入札書に記載してください。

（建物に課税）

物件番号 3301, 3302

(2) 入札物件には登記地目が農地（田・畑）の物件が含まれています。当該物件については、契約締結にあたり、農地法第3条又は第5条の規定に基づき、県知事又は農業委員会の許可若しくは届出が必要です。入札参加にあたっては、各物件の所在する市町村の農業委員会に事前に照会してください。

(3) 入札物件につきましては、入札中止となる場合もございますので、あらかじめご了承願います。なお、この場合、入札参加に要した費用（入札保証金振込手数料等）は返還いたしません。

## 3. 入札手続き

(1) 入札関係書類の確認

**入札1物件につき1通の入札関係書類を作成する必要があります。**

(2) 入札保証金の納付

入札に参加する前に入札保証金を納付する必要があります。

#### ①納付が必要な保証金の額

入札保証金は入札金額の5%以上の金額です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

#### ②納付方法

入札保証金は、東海財務局から配付を受けた**所定の「振込依頼書」**により、**金融機関**(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)の窓口で振込んでください。なお、**インターネットバンキング及びATMによる振込みは無効となります。**

(注) 必ず、金融機関の窓口にて振込手続きを行い、**取扱店領収印**のある「保管金受入手続添付書」(振込依頼書2枚目の財務局提出用)を受け取ってください。

- ・振込手数料は入札者の負担となります。
- ・金融機関の取扱時間にはご注意ください。(受付最終日は特にご注意ください。)
- ・過去の入札の際に配付した「振込依頼書」は使用しないでください。

### 4. 入札受付期間・場所、開札の日時・場所

(1) 入札受付期間・場所は下記のとおりです。

【受付期間】平成30年1月30日(火)午前9時～平成30年2月7日(水)午後5時  
※午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間、受け付けます。  
土・日曜日は受付いたしません。また、**最終日は午後5時必着**です。  
【受付場所】〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号  
東海財務局 管財部 第四統括部門

- ①「入札書」(所定の入札書用封筒に入れ封をする。入札者及び共有者・代理人が合計3名以上で入札する場合は「**共有者一覧表**」を添付し、割印する。)
- ②「入札保証金提出書」(2枚目に「**保管金受入手続添付書**」を貼付したもの。入札者及び共有者・代理人が合計3名以上で入札する場合は「**共有者一覧表**」を「**入札保証金提出書**」と「**入札保証金振込証明書**」のそれぞれに添付し、割印する。)
- ③「役員一覧」(法人で参加される方のみ必要になります。)
- ④「委任状」(代理人による入札参加の場合に必要となり、この場合には入札者の印鑑証明書も必要となります。)

以上の書類を作成し、配付した封筒に入れ、上記【受付場所】に**簡易書留郵便により**送付してください。持参による受付もいたしますが、受付場所・受付時間にご注意願います。

(留意事項)

- ① **岐阜財務事務所、津財務事務所、静岡財務事務所、沼津出張所では受付を行いませんので、お間違えないよう願います。**
- ② 郵送による場合、受付期間を過ぎて到達した入札書は無効となりますので、十分余裕をみて、早めの時期に簡易書留郵便でお送りください。

(2) 開札日及び開札場所は下記のとおりです。(入札者の方の参加は自由です。)

【開札日時】平成30年2月22日(木) 午前9時30分開始  
【開札場所】東海財務局 2階大会議室

(留意事項)

- ① 開札に参加できるのは入札に参加した方もしくはその代理人に限ります。それ以外の方の入場はできません。

- ② 開札は、原則として物件番号順に行います（応札のなかった物件は除きます。）ので、最終番号の物件の開札までには相応の時間を要する可能性があります。
- ③ 開札結果は、開札後、入札者全員に文書で通知します。
- ④ 電話による開札結果の照会は、身元確認ができないため、原則としてお断りしています。（東海財務局ウェブサイトにおいて、開札結果を開札日翌日以降に公表する予定です。）

## 5. 落札者の決定方法

- (1) 最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

ただし、上記の方が入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。

なお、入札参加資格の確認を行った結果、当該最高価格入札者が行なった入札が無効となった場合は、原則として次順位者を落札者と決定します。

落札価格となるべき価格を入札した方が2者以上いる場合には、くじによって落札者を決定します。（該当者が開札会場に会場にいない場合は当局の指定した者が代わりにくじを引きます。）

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

- (2) 落札した方は、個人については誓約書、住民票抄本2通（個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの）及び印鑑証明書1通、法人については誓約書、法人登記の現在事項全部証明書2通及び印鑑証明書1通を直ちに提出しなければなりません。

（住民票抄本及び印鑑証明書は、売買契約にあたっての本人確認及び所有権移転登記の法務局提出用として使用します。）

- ① 提出する住民票抄本等は、発行後3ヶ月以内のものであることが必要です。
- ② 誓約書とは、入札参加資格等の条件に違反しない旨の誓約書であり、当方からお渡しします。

なお、落札者が決定した後は、物件の所在地を管轄する財務局、各財務事務所及び出張所が窓口となります。

## 6. 入札保証金の返還

落札者以外の方の入札保証金は振込によって返還します。

- (1) 落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめ入札者の方に指定していただいた金融機関の口座に振込み返還します。

- (2) 入札保証金を振り込んだ後、入札書の提出をしなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。ただし、入札保証金の返還は開札終了後となります。

- (3) 返還は、金融機関への振込手続きの関係上、1週間程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 入札保証金には利息は付きませんので、ご承知おきください。

## 7. 契約の締結等

- (1) **落札した方は、平成30年3月23日（金）までに売買契約を締結しなければなりません。**  
なお、農地法の手続きを要するものについては、落札後30日以内に、許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後30日以内（原則として開札後4ヶ月以内）に売買契約を締結しなければなりません。  
ただし、入札参加資格の確認に時間を要することとなった場合、落札者に係る契約締結期限については、別途通知することとします。
- ① 売買契約の締結は、物件の所在地を管轄する財務局、財務事務所及び出張所において行うこととなります。詳しくは、落札者の方に直接ご連絡します。
  - ② 契約締結日は落札決定後、落札者と協議して決定します。  
契約は、土・日曜日及び祝日、並びに当局の事務都合上契約が締結できない日を除いた日の午前中（9時～11時30分の間）に行います。
- （注1）落札者の方以外の名義で契約することはできません。**  
**（注2）契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属（没収）します。**
- (2) 売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。  
売買契約書に貼付する収入印紙（1部）、移転登記に必要な登録免許税が別途必要となります。  
（注）国は契約書に収入印紙を貼る必要がないため（印紙税法上、非課税のため）、契約者の方にお渡しする売買契約書は収入印紙の貼付されていないものとなり、国が保有する売買契約書は契約者の方にご負担いただいた収入印紙を貼付してあるものとなります。

## 8. 売買代金の支払方法

- (1) 財務省所管の国有財産（物件番号3401を除く）  
売買代金の支払方法は、次の2通りがあります。
- ① 売買契約締結と同時に全額支払う方法  
契約締結日には、入札にあたって納付された入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。
  - ② 契約保証金を納付して、20日以内に**売買代金全額**を振込む方法  
売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上げ）を納付していただきます（注1）。その後、売買契約締結の日から20日以内（注2）に、**売買代金全額を、国（東海財務局）が発行する納入告知書により、納付**してください。  
国（東海財務局）は、売買代金の入金を確認した後に所定の手続きを経て、契約保証金を返還します。このため、契約締結にあたっては、一時的に契約保証金として売買代金の1割以上と売買代金全額を用意する必要があります（注3）。  
**なお、売買代金を期限までに支払わない場合、契約保証金は国庫に帰属（没収）します。**
- (2) 財務省所管以外の国有財産（物件番号3401の物件）  
売買代金の支払方法は、次の1通りのみです。  
契約保証金を納付して、20日以内に**売買代金全額**を振込む方法  
売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上げ）を納付していただきます（注1）。その後、売買契約締結の日から20日以内（注2）に、**売買代金全額を、国（東海北陸厚生局）が発行する納入告知書により、納付**してください。  
国（東海財務局）は、売買代金の入金を確認した後に所定の手続きを経て、契約保証金を返還します。このため、契約締結にあたっては、一時的に契約保証金として売買代金の1割以上と売買代金全額を用意する必要があります（注3）。  
**なお、売買代金を期限までに支払わない場合、契約保証金は国庫に帰属（没収）します。**

(注1) 入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができますので、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。

なお、契約保証金は東海財務局等から配付を受けた所定の「振込依頼書」により、最寄りの金融機関から東海財務局の指定する口座に振込むことができます。詳しくは契約担当者にお問い合わせください。

(注2) 売買契約締結の日から20日目が、土・日曜日及び祝日、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

**(注3) 契約保証金の売買代金への充当は行いません。**

## 9. 所有権の移転

代金納入が済みましたら、国が所有権移転登記を行います。

(1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

(2) 所有権移転登記の手続きは、国において行い、完了した時点で登記識別情報通知をお渡しします。なお、中間省略登記はできません。

※所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、予め物件の所在する地域を管轄する財務局、財務事務所及び出張所にご相談ください。

(3) **所有権移転登記には登録免許税が必要です。**

登録免許税の納付書は売買契約に先立って当局から送付しますので、お近くの金融機関でお支払いのうえ、その領収証書を売買契約締結時にご持参ください。

(4) 現地の看板については、国(東海財務局)で再利用します。所有権移転後、速やかに撤去しますので、廃棄しないようお願いします。

## 10. 契約内容の公表

契約内容(物件所在地、登記地目、数量、応札者数、開札結果、随意契約の有無、契約年月日、**契約金額**、契約相手方の個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。)を東海財務局のウェブサイトに公表することとなります。

## 11. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供いたします。

## 1 2. 現地見学会の日時及び場所

- (1) 次の物件については、**事前に申込みがあった場合のみ**下記の日程で、物件に立ち入っての現地確認ができます。**各県毎の申込み期限までに各連絡先へ申し出てください。**

※事前に申込みがなかった物件については現地確認できませんのでご注意ください。

### ① 静岡県中部・西部地区に所在する物件 【申込期限】平成30年1月17日（水）まで

物件番号	日 時
3301	平成30年1月18日（木）午後2時から午後3時の間
3302	平成30年1月18日（木）午後2時から午後3時の間
連絡先：東海財務局 静岡財務事務所 管財課（TEL054-251-4328）	

#### （留意事項）

- ・現地確認は、物件上に建物等が存在すること等から、特例的に実施するものであり、上記2物件に限定して行います。（他の物件については行いません。）
- ・現存する建物及び工作物の使用の可否や耐久性、また、仕様等に関するご質問にはお答えできない場合があります。
- ・現地には公共交通機関を利用してご参加いただくようお願いします。

## 1 3. 不調物件にかかる先着順の売却

入札者がいなかった物件については、原則、「すぐに購入できる物件」として、先着順による売却を実施します。

公示日等は下記の日程を予定しておりますが、詳細については、物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所及び出張所までお問い合わせください。

買受希望者は、先着順売払公示日以降に配付する「売払申請書」に必要事項を記入し、実印を押印のうえ先着順売払受付期間に物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所及び出張所まで持参願います。

この場合、買受希望者については、入札要領第8条の規定を準用し、入札参加資格の確認を行う場合がありますのでご了承願います。

詳しくは先着順売払公示日以降にお問い合わせください。

先着順売払公示日 平成30年3月22日（木）

先着順売払受付期間 平成30年3月27日（火）から平成30年7月18日（水）  
（土・日曜日・祝日を除く）

受付時間 受付開始日（3月27日）は午後1時から午後5時、受付開始日以外は午前9時から正午及び午後1時から午後5時

## その他の留意事項

1. ご参加にあたっては、必ず現地をご確認いただくとともに、諸規制についても関係機関（市役所建築担当など）に確認してください。
2. 入札物件についてはすべて**現況引渡し**です。

## お問い合わせ先

入札参加方法、開札手順等の一般競争入札全般に関するご照会は、下記財務局にお問い合わせください。

### 【東海財務局 管財部 第四統括部門】

〒460-8521

名古屋市中区三の丸三丁目3番1号

☎052-951-1710（直通）

地下鉄名城線「市役所駅」下車3番出口徒歩3分

個別物件に関するご照会については、物件の所在地を管轄する下記財務局・財務事務所及び出張所にお問い合わせください。

### ○愛知県内の物件

#### 【東海財務局 管財部 第四統括部門】

### ○岐阜県内の物件

#### 【岐阜財務事務所 管財課】

〒500-8716

岐阜市金竜町五丁目13番地（岐阜合同庁舎5階）

☎058-247-4252（直通）

名鉄「岐阜駅」から徒歩20分

### ○三重県内の物件

#### 【津財務事務所 管財課】

〒514-8560

津市桜橋二丁目129番地

☎059-222-9571（直通）

近鉄「津駅」から徒歩10分

### ○静岡県 中部・西部地区（静岡市以西）の物件

#### 【静岡財務事務所 管財課】

〒420-8636

静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎4階)

☎054-251-4328（直通）

JR「静岡駅」から徒歩15分

### ○静岡県 東部地区（富士市及び富士宮市以東）の物件

#### 【静岡財務事務所 沼津出張所 統括部門】

〒410-0831

沼津市市場町9番1号（沼津合同庁舎5階）

☎055-933-5800（代表）

JR「沼津駅」から徒歩15分